

制度内容

この制度は、中小企業信用保険法及び千葉県信用保証協会の信用保証に基づき、中小企業者に融資する事業用資金の融通を円滑にし、企業の健全な経営発展を図るため設けられた制度です。
 なお、**約定どおり返済された場合には、毎年利子補給の特典**があります。

資金名	融資対象	限度額	償還期間 返済方法	連帯保証人 及び担保	融資利率(固定)	利子補給率
事業資金	運転資金	1,000万円	5年以内 月賦	【連帯保証人】 原則として、 個人は不要 法人は代表者	融資利率 { ・1年以内 2.50% ・1年超 3年以内 2.70% ・3年超 5年以内 2.90% ・5年超 3.10% } +保証料率(下記のとおり) ただし、特別小口保険を適用する保証については保証料率は1.00%固定です。	年2.2%
	設備資金	3,000万円 (但し上記運転資金との併用は3,000万円を限度とします。)	10年以内 月賦			年2.5%
小売商業設備 近代化資金	小売業を営む事業者が店舗等設備の近代化に要する資金及び大型店に入店するために必要な入店保証金・敷金・内装設備資金。	2,000万円	10年以内 月賦	【担保】 必要に応じて。 【保証料率の 割引有り】		年2.5%
小口 零細 企業 資金	運転資金	300万円	3年以内 月賦	【連帯保証人】 個人は不要 法人は代表者		
	設備資金	①常時使用する従業員が20人(商業又はサービス業は5人)以下の法人及び個人で、事業経営上必要な運転又は設備資金であること。 ②既存の信用保証協会の保証債務残高の合計が2,000万円以内であること。 ③申込日、前1年間において納期が到来した所得税・事業税・市県民税のいずれかが課され、かつ完納していること。 ※市県民税については、所得割が課されていることが条件となります。	300万円		5年以内 月賦	

申込資格網

市内で同一事業を1年以上営んでいる中小企業者で、匝瑳市の市税及び国民健康保険税の完納者であることが条件となります。

※市税とは、市民税(法人市民税を含む)、固定資産税、軽自動車税、鉱産税、特別土地保有税を指します。

対象業種

業種	要件	資本金 (又は出資金)	従業員数 (常時)
製造業・建設業等		3億円以下	300人以下
卸売業		1億円以下	100人以下
サービス業		5,000万円以下	100人以下
小売業		5,000万円以下	50人以下
医療法人等		—	300人以下

融資の限度額について

融資を受けている方も、限度額を超えない範囲で再度借り入れができます。限度額は、当初の融資実行額を合算した額です。

* 連帯保証人

平成19年4月から、原則として個人の申請については連帯保証人が不要となりました。法人については、原則として代表者のみを連帯保証人とします。

* 保証料率について

本融資制度は千葉県信用保証協会の保証に基づき実行されます。従って、信用保証料が発生します。信用保証料率は経営状況に応じて、9段階となっています。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
小口零細企業 資金保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

保証料率の決定は、中小企業者の直前期決算(申告)で作成した財務諸表等をCRD協会の信用リスク評価システムに入力して決定されます。

CRD協会ホームページ <http://www.crd-office.net/CRD/index.html>

また、次の場合は、基準料率からそれぞれ0.10%の割引があります。

- ①「中小企業会計」に準拠して決算書を作成している場合
- ②有担保保証を利用する場合

標準的な信用保証料は、次の計算式で出せます

$$\text{保証金額} \times \text{分割係数} \times \frac{\text{保証期間}}{12} \times \text{保証料率}$$

分割返済回数別係数(月賦返済の場合に適用)

分割返済回数	均等分割返済係数
6回以下	0.70
7回以上12回以下	0.65
13回以上24回以下	0.60
25回以上	0.55

◆ 申請書類一覧 ◆

1～3は1部、4以降の書類については正副2部提出してください。

【市様式】※各1部

1. 中小企業資金借入申請書
2. 商工会副申書(商工会に加入されていない方は申立書)
3. 利子補給に係る書類
(1) 利子補給委任状
(2) 市税等の納税状況の確認に関する同意書

【千葉県信用保証協会様式】※正副2部

4. 信用保証委託申込書(裏面:保証人等明細)
5. 申込人(企業)概要
6. 信用保証依頼書
7. 信用保証委託契約書
8. 個人情報の取扱いに関する同意書
9. 「保証協会団信」加入意思確認書

【その他必要書類】※正副2部

10. 確定申告書、決算書3期分の写し
11. [決算期から6か月以上経過の場合] 残高試算表
12. [法人の場合] 商業登記簿謄本、定款の写し
13. [個人の場合] 申込人の住民票
14. [連帯保証人がいる場合] 連帯保証人の住民票
15. 印鑑登録証明書(申込人・連帯保証人)
16. 市税の完納証明書(申込人・連帯保証人)
17. 固定資産評価証明書(申込人・連帯保証人)
18. [設備資金の場合] 見積書又は契約書の写し
19. [担保を付ける場合] 担保物件明細書
20. [許認可業者の場合] 許認可・登録証の写し

〈許認可証・登録証の写しが必要となる業種〉

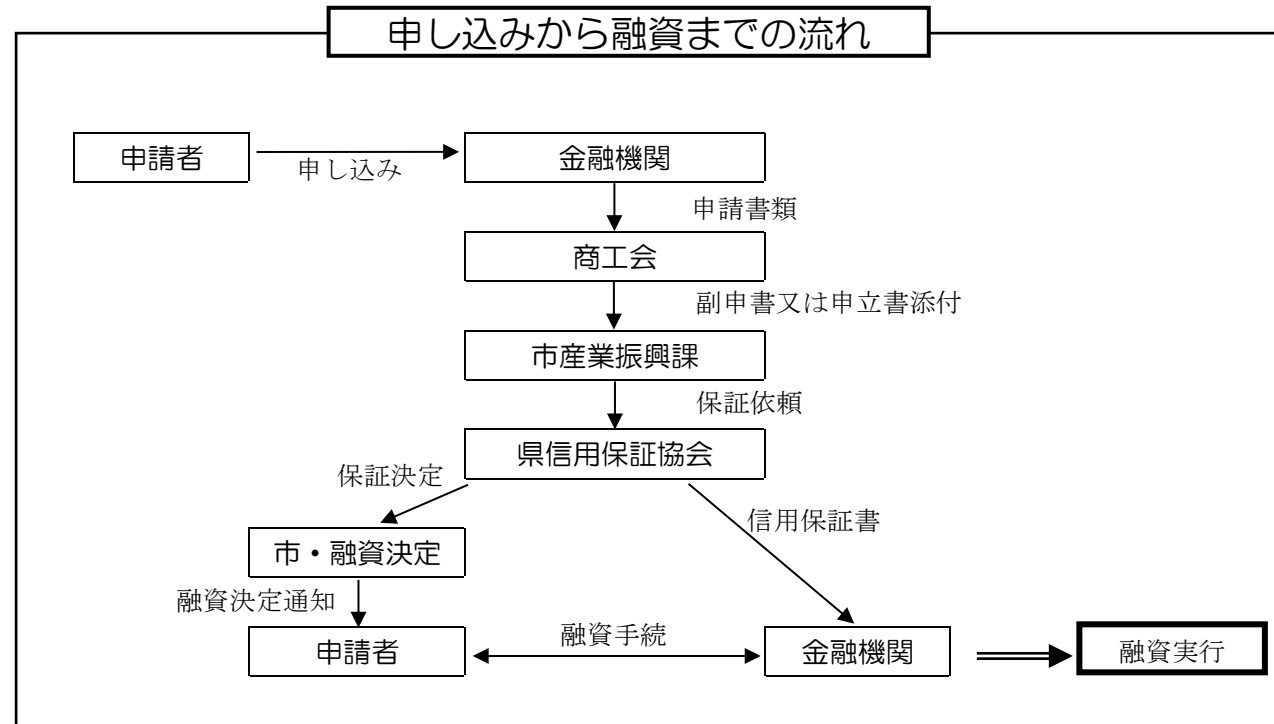
食料品製造業; 食料品販売業; 飲食店・喫茶店; 建設業; 一般[乗合旅客・乗用旅客・貸切旅客・貨物]自動車運送事業; 特定[旅客・貨物]自動車運送事業; 旅館業; 古物営業; 医薬品・医療用具製造業、医療用具修理業、医薬部外品・化粧品製造業; 薬局; 医薬品・医療用具輸入販売業、医療部外品・化粧品輸入販売業; 医薬品販売業; 一般廃棄物処理業; (特別管理)産業廃棄物処理業; 有料職業紹介事業; 病院、診療所、助産所; 宅地建物取引業; 酒類製造業; 酒母、もろみ製造業; 酒類販売業; 第1種高圧ガス製造業; 液化石油ガス販売事業; 一般労働者派遣事業; 家畜商; 浄化槽清掃業; 興行場(映画館、劇場); 浴場業; 測量業; 砂利採取業; 採石業; 建築士事務所; 電気工事業; 自動車分解整備業; 揮発油販売業; 医薬品・医薬部外品・化粧品医療機器製造(販売)業; 高度管理医療機器特定保守管理医療機器販売[賃貸]業; 医療機器修理業

※また、上記の書類以外にも千葉県信用保証協会の求めに応じて宣誓書等の追加書類が必要となる場合があります。

【申込み方法】

- 融資を申し込む場合は、所定の申込書類を取引先金融機関へ提出してください。
本融資を扱う金融機関は次のとおりです。

・千葉銀行 ・千葉興業銀行 ・京葉銀行 ・銚子信用金庫 ・銚子商工信用組合



上手な借入の方法

- 適切な事業計画と借入金の返済計画をたてましょう。
- 伝票等の各種書類は必ず整理しておきましょう
- 平素から金融機関と緊密に取引して企業実態を知らせ、信用を高めておきましょう。
- 設備資金は、ある程度の自己資金を用意してから借入申込をしましょう。

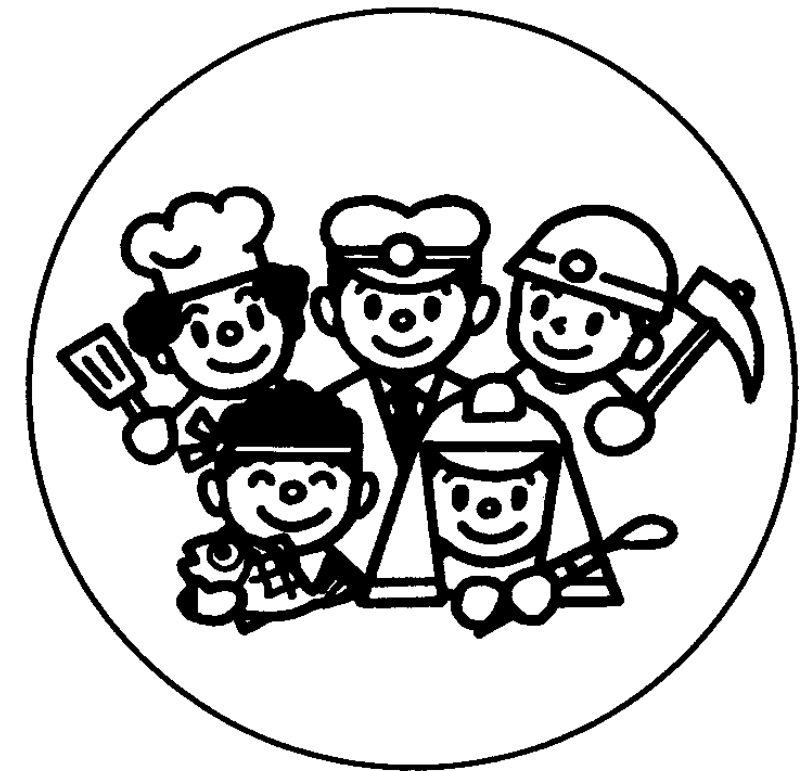
利子補給について

- 毎年12月に市から案内が送付されます。申請書と請求書に記入のうえ、取扱金融機関に届けてください。
- 利子補給を受けられるのは、約定どおり返済し、市税及び国民健康保険税を完納していることが条件です。
- 利子補給は、取扱金融機関を通じて毎年3月頃に支給されます。

(令和2年1月1日現在)

匝瑳市中小企業

融資のしおり



匝瑳市産業振興課商工観光室

〒289-2198

匝瑳市八日市場ハ793番地2

TEL 0479(73)0089

FAX 0479(72)1117

匝瑳市商工会

〒289-2144

匝瑳市八日市場イ2404番地1

TEL 0479(72)2528

FAX 0479(72)2576